

e-Gov 電子申請サービス外部連携 API 利用規約

デジタル庁（以下「当庁」といいます。）は、e-Gov 電子申請サービス（第2条に定義します。）に備える外部連携 API を、API 利用者（第2条に定義します。）に提供するにあたって、次のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

（目的）

第1条 本規約は、当庁が提供する電子申請 API の利用に関し、API 利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 本規約で使用する用語の意義は、次の各号に示すとおりとします。

- 一 「e-Gov 電子申請サービス」とは、国の行政機関に係る申請・届出等手続及び当該手続を行う際に必要となる手数料等の電子納付を、インターネットを経由して汎用的に受付処理する情報システムをいいます。
- 二 「外部連携 API」とは、e-Gov 電子申請サービス外のソフトウェアが、e-Gov 電子申請システムと直接接続し、申請データの送信や申請到達以降手続終了に至る事務処理状況の確認、電子公文書等を取得するために公開するアプリケーションプログラミングインタフェースをいいます。
- 三 「電子申請 API」とは、e-Gov 電子申請サービス外のソフトウェアが、e-Gov 電子申請サービスと直接接続し、申請データの送信や申請到達以降手続終了に至る事務処理状況の確認、電子公文書の取得等、e-Gov 電子申請サービスに備える機能を利用できる外部連携 API の後継として位置づけられるアプリケーションプログラミングインタフェースをいいます。
- 四 「API 利用ソフトウェア」とは、外部連携 API を利用するソフトウェア、サービス又はこれに類するものをいいます。
- 五 「API 利用者」とは、外部連携 API を利用するソフトウェアの設計・開発・提供を行う者をいいます。
- 六 「API キー」とは、電子申請 API に接続する API 利用ソフトウェアの識別符号をいいます。
- 七 「検証環境」とは、API 利用ソフトウェアによる API 接続テストを行うために当庁が提供し、e-Gov の本番環境とは別に設けるテスト環境をいいます。
- 八 「最終確認試験」とは、API 利用ソフトウェアが e-Gov 電子申請サービスに接続するに当たって外部連携 API に係る仕様に準拠しているか否かについて検証するために当庁が設ける試験をいう。

- 九 「開発用ソフトウェア ID」とは、検証環境において API 利用ソフトウェアの動作確認等を行う際に外部連携 API を利用するソフトウェアを一意識別するための番号をいいます。
- 十 「最終確認試験用ソフトウェア ID」とは、開発者が API 利用ソフトウェアの最終確認試験を行う際に、API 利用ソフトウェアを一意識別するための番号をいいます。
- 十一 「開発用利用者 ID」とは、検証環境において API 利用ソフトウェアの動作確認を行う際に、開発者が行う開発等作業において API 利用ソフトウェアを利用する者を一意識別するための番号をいいます。
- 十二 「最終確認試験用利用者 ID」とは、最終確認試験を行う際に、開発者が行う最終確認試験において最終確認試験に係る API 利用ソフトウェアを操作する者を一意に識別するための番号をいいます。
- 十三 「e-Gov 開発者ポータルサービス」とは、e-gov.go.jp ドメインに設置する開発者ポータルサイトにおいて、電子申請 API、外部連携 API 等の仕様を開示し、API キーを発行、管理できるサービスをいいます。

(利用条件)

第3条 外部連携 API の利用を希望する API 利用者は、本規約への同意を条件として、外部連携 API を利用するものとします。また、外部連携 API の API 利用者は、2020 年 9 月 30 日までに、別途 e-Gov の Web サイトにおいて提供する様式により、あらかじめ API 利用ソフトウェア開発に係る申込みを行った者とします。ただし、API キーを取得して電子申請 API を利用するソフトウェア開発を行う場合は、この限りではありません。

2. API 利用者は、API 利用ソフトウェア開発の申込みに当たり、虚偽の情報を告知しないものとします。
3. API 利用者は、API 利用ソフトウェア開発の申込み後に受領する検証環境利用申込書を、第三者へ無断で提供してはならないものとします。
4. 外部連携 API の仕様及び利用手順の内容は、開発者ポータルサイトに掲載するのとおりとします。また、外部連携 API の対象手続に係る手続情報、申請書様式構造仕様、形式チェックルールについては、電子申請 API に係る API ドキュメントとして開発者ポータルサイトに掲載するのとおりとします。

(使用許諾)

第4条 当庁は、API 利用者に対し、前条に定める利用条件及び第 16 条に定める移行条件の下で、外部連携 API について非独占的な使用を許諾します。

2. API 利用者が利用できる外部連携 API の内容、インタフェース仕様、API 利用者による外部連携 API の利用に伴う各種制約については、開発者ポータルサイトに掲載することとし、API 利用者はこれらに従うものとします。

(API 利用者への通知)

第5条 当庁から API 利用者に対する通知は、次の各号に示す方法のいずれか、又は複数の方法の組合せにより行うものとします。

- 一 開発者ポータルサイトにお知らせを掲載する方法
- 二 社会保険システム連絡協議会その他の API 利用者団体に周知する方法
- 三 その他、当庁が必要と判断する方法

(検証環境の利用)

第6条 API 利用者は、API 利用ソフトウェアにおける外部連携 API 操作に係る動作確認、テスト等を行うため検証環境を利用することができます。ただし、検証環境を利用する開発者は、本利用規約第3条に定める API 利用ソフトウェア開発に係る申込みを完了していただかなければならないものとします。

2. 検証環境への接続にあたっては、基本認証が必要です。API 利用者は、本番環境の開発者ポータルサイトにより基本認証用の情報を確認することができます。

(最終確認試験)

第7条 API 利用者は、API 利用者が開発した API 利用ソフトウェアを提供、販売する場合、あらかじめ別途提示する最終確認試験テスト仕様書兼成績書により、検証環境において最終確認試験を行わなければならないものとします。

2. API 利用者が最終確認試験を行う場合、開発者ポータルサイトにおいて提供する様式により、最終確認試験の申込みを行うものとします。

3. 前項に示す申込みは、API 利用者における API 利用ソフトウェアの開発、テスト状況に応じ、任意の時点において行うことができるものとします。ただし、API 利用者が申込みを行う時点では、検証環境を利用した API 利用ソフトウェアにおける外部連携 API 操作に係る動作確認、テスト等を完了しているものとします。

4. API 利用者は、最終確認試験の申込み後に受領する最終確認試験実施案内に記載されている情報にしたがって最終確認試験を実施するものとします。

5. API 利用者は、最終確認試験の実施後に最終確認試験結果の提出を行うものとします。

6. API 利用者は、最終確認試験の申込みと最終確認試験結果の提出に際しては、虚偽の情報を告知しないものとします。

7. API 利用者は、最終確認試験実施案内及び最終確認試験通知書（各文書の記載内容を含む）について、第三者へ無断で提供してはならないものとします。

(個人情報等の取扱い)

第8条 当庁は、外部連携 API 利用ソフトウェア開発申込み受付時、検証環境利用申込み受付時及び最終確認試験申込み受付時に取得した個人情報等については、別に定める「個人情報取扱方針」により取扱います。

2. 外部連携 API の提供を通じて当庁が取得した個人情報について、次の各号に定める場合のいずれかが生じたときは、当庁は、必要な範囲において情報開示を行うことができるものとします。

- 一 弁護士法第 23 条の 2 による照会申出があった場合
- 二 刑事訴訟法第 197 条第 2 項による照会があった場合
- 三 その他裁判所、警察等機関による法令に基づく開示要請を受けた場合

(外部連携 API を利用するための ID とパスワード)

第9条 API 利用者は、以下の各号に示す ID 及びパスワード（以下、「ID 等」という。）の使用及び管理について責任を負うものとし、第三者に譲渡・貸与・開示してはならないものとします。

- 一 開発用ソフトウェア ID
 - 二 最終確認試験用ソフトウェア ID
 - 三 開発用利用者 ID
 - 四 最終確認試験用利用者 ID
2. API 利用者は、ID 等が第三者によって使用されていることを確認した場合、直ちに当庁へその事実を届け出るとともに、当庁による指示にしたがうものとします。
3. 当庁は、前項の連絡を受けた場合又は第 1 項に示す ID 等の第三者による使用又は使用が疑われる状況を確認した場合は、該当する ID 等による接続を制限することがあります。
4. API 利用者が他の API 利用者の ID 等を不正に利用し、当該他の API 利用者又は総務省に損害を与えた場合、他の API 利用者又は総務省は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
5. 発行を受けた ID 等を使用する必要がなくなった API 利用者は、遅滞なく ID 等の削除申込みを行うものとします。

(情報セキュリティ要求事項の遵守)

第10条 API 利用者は、API 利用ソフトウェアの開発に当たり、外部連携 API 情報セキュリティ要求仕様書に記載された情報セキュリティ要求事項を遵守しなければならないものとします。

2. 当庁は、前項に示す情報セキュリティ要求事項が遵守されていないことが確認された API 利用ソフトウェアに対し、e-Gov 電子申請システム及び検証環境への接続を制限することができるものとします。

(検証環境の停止、中断)

第11条 当庁は、検証環境の利用が著しく集中した場合、API 利用ソフトウェアの接続を制限することができるものとします。

2. 当庁は、以下の各号のいずれかに該当する場合、あらかじめ開発者ポータルサイトにおいて周知をした上で、検証環境の利用停止、休止又は中断をすることができるものとします。

- 一 検証環境の構成機器等の保守点検が予定される場合
 - 二 天災、事変等の発生により、検証環境に重大な障害が発生した場合
 - 三 その他、検証環境の利用停止、休止又は中断が必要と判断した場合
3. 前項の内容にかかわらず、緊急対応を要する場合、当庁は、予告なく検証環境の利用を停止、休止又は中断をすることができるものとします。

(禁止事項)

第12条 API 利用者は、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 API 利用ソフトウェアの動作確認又は最終確認試験以外の目的で検証環境に接続する行為
 - 二 検証環境に対し不正にアクセスする行為
 - 三 検証環境の運用を妨害する行為
 - 四 ウィルス感染したファイルを故意に送信する行為
 - 五 API 利用ソフトウェア開発申込み、検証環境利用申込み、最終確認試験申込み、最終確認試験結果の提出、ID 等削除申込みを行う際に、虚偽の情報を告知する行為
 - 六 法令若しくは公序良俗に違反する内容、又はそのおそれのある内容を含むソフトウェアを開発する行為
 - 七 最終確認試験に係る基準を満たしていない API 利用ソフトウェアにより本番環境の外部連携 API に接続する行為
 - 八 最終確認試験の試験範囲外とした API エンドポイントを使って本番環境の外部連携 API に接続する行為
 - 九 e-Gov 電子申請サービス若しくは検証環境のシステム運用に支障を及ぼす内容又はそのおそれのある内容を含むソフトウェアを開発する行為
 - 十 その他当庁が不適切であると判断する行為
2. 当庁は、API 利用者が前項各号に掲げる行為を行った場合、又は行うおそれがあると判断した場合、当該 API 利用者に事前に通知することなく、当該行為を排除するとともに、その他必要な措置を講ずることができるものとします。

(著作・知的所有権)

第13条 API 利用ソフトウェアの著作権は、API 利用ソフトウェアを開発した API 利用者に帰属します。

2. 外部連携 API 及びこれに関連する著作物（本規約、外部連携 API 利用ソフトウェア開発申込み、検証環境利用申込み及び最終確認試験申込み等に関連して開発者に対して提供する資料及び開発者ポータルサイトに掲載する API 仕様書や申請書記入要領等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、総務省に帰属します。

3. API 利用者は、API 利用ソフトウェアの開発に際し、外部連携 API およびこれに関連する著作物を以下の各号に示すとおり扱うものとします。

- 一 API 利用ソフトウェアを開発するためにのみ使用すること
- 二 複製、解析、改変、編集、頒布等を行わないこと
- 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡又は担保権の設定をしないこと
- 四 著作権表示若しくは商標表示を削除又は変更しないこと

(保証の拒絶及び免責)

第14条 外部連携 API は、API 利用者に対して「現状有姿」の状態を提供されるものであり、当庁は、外部連携 API にプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、外部連携 API が特定目的に適合すること、並びに外部連携 API 及びその利用が API 利用者又は第三者の権利を侵害するものではないこと、その他いかなる内容について保証を行うものではありません。また、当庁は、外部連携 API の補修、保守その他いかなる義務も負わないものとします。

2. 当庁は、外部連携 API の利用及び利用できないことにより API 利用者の顧客または第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当庁の故意または重大な過失によるものである場合は、この限りではありません。

3. 当庁は、開発者ポータルサービス、外部連携 API 及び検証環境を、適切かつ安定的に提供できるよう努めておりますが、当庁は、これらが常時利用可能であること、API 利用者の利用目的への適合性、接続テスト結果の正確性について保証するものではありません。

4. 当庁及び外部連携 API の対象手続を所管する行政機関は、開発者ポータルサイトに掲載する外部連携 API 仕様、API ドキュメント等に含まれる情報について、できる限り正確に保つよう努めておりますが、掲載情報の正確性、適切性、網羅性、妥当性を保証するものではありません。

5. API 利用者が開発者ポータルサービスの利用に関連して直接又は間接的に被った損失又は損害について、API 利用者は単独で責任を負うものとし、当庁は一切の責任を負わないものとします。

6. 当庁は、次の各号のいずれかに該当する場合には、一切の責任を負わないものとします。

- 一 API 利用者の故意又は過失によりソフトウェア ID に関する情報を漏えいするなどし、これらの情報が API 利用者以外の者によって不正に利用された場合
- 二 API 利用者が使用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又は API 利用者により誤操作等が行われた場合
- 三 地震、噴火、津波、台風等天災地変により損害が発生した場合
- 四 火災、停電、公共サービス機関の停止等により損害が発生した場合
- 五 関係法令の制定若しくは改正又は裁判所若しくは行政庁による処分があったことに起因する場合
- 六 当庁の責めに帰すべからざる事由により、当庁が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合

- 七 前各号に掲げるもののほか、API 利用者が本規約に違反した場合、当庁の責めに帰すべき事由がない場合、又は不可抗力により損害が発生した場合

(問合せ)

第15条 API 利用者は、開発者ポータルサイトに設ける問合せフォームにより、当庁に対し、外部連携 API の仕様等に関する問合せを行うことができます。ただし、利用者が外部連携 API を利用して行った電子申請等に関する問合せについては、本条の問合せの対象範囲外とします。

2. 前項の問合せは、日本語により行うものとします。
3. 第1項に基づく問合せを受けた場合、当庁は誠実に対応を行います。全ての問合せについて、適時かつ遅滞ない回答を保証するものではありません。
4. 第1項に基づき、API 利用者が行った問合せの内容及びそれに対する回答が、他の API 利用者にとっても有用なものと当庁が判断した場合、当庁は開発者ポータルサイト等において公表することができます。
5. 当庁は、第1項に基づく問合せの対応を、第三者に委託できるものとします。その際、問合せに対する回答に必要な範囲で、API 利用者に関する情報を当該第三者に提供することがあります。

(電子申請 API への移行)

第16条 API 利用者は、当庁が別途定める移行期限までに API 利用ソフトウェアにおける外部連携 API の利用を停止し、電子申請 API への切替え及び移行を完了しなければならないものとします。

2. 当庁は、前項の移行期限経過後、外部連携 API の提供を終了できるものとします。

(本規約の変更)

第17条 当庁は、API 利用者への事前の通知を行うことなく本規約を変更し、改定できるものとします。

2. 本規約の改定を行った場合、本規約の変更は、第6条に定める方法により API 利用者へに通知した時から直ちに効力を生じ、API 利用者は、その時点から改定後の本規約に同意するものとします。

(準拠法及び管轄)

第18条 本規約には、日本法が適用されるものとします。

2. 本規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第19条 本規約に定めのない事項その他本規約の条項に関し疑義を生じたときは、当庁と API 利用者が協議の上、円満に解決を図るものとします。

附則

本利用規約は、平成 26 年 10 月 27 日から施行します。

(附則 (一部改定))

本規約は、令和 2 年 11 月 24 日から施行します。

(附則 (デジタル庁移管))

本規約は、令和 3 年 9 月 1 日から施行します。